

沖縄県選挙管理委員会告示第 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動届があった政治団体は、次のとおりである。

平成26年10月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日	新旧	異 動 内 容
当山宏後援会	主たる事務所の所在地	平成26年7月1日	新	嘉手納町字嘉手納468番地2
			旧	嘉手納町字水釜368番地6